

「六次産業化法」の制定及び全面施行

【概要】

- 2010 年 12 月 3 日、農林漁業者等の事業の多角化及び高度化等や地域の農林水産物の利用の取組を促進し、6 次産業化の推進の中核となる「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化法）を公布。

【今後の取組】

- 関係政省令、基本方針等を作成して 2011 年 3 月目途に全面施行し、施行後速やかに、総合化事業計画及び研究開発・成果利用事業計画の認定を開始。このため、地方農政局等に設置した相談窓口（2010 年 10 月設置）で随時相談に応じるとともに、早期に六次産業化法、6 次産業化関連予算等の全国各地での周知・徹底を図る予定。

農山漁村の6次産業化の考え方

- 雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、**農山漁村の6次産業化を推進**。



「『食』に関する将来ビジョン」の策定とその実現

【概要】

- 2010年4月、農林水産大臣を本部長、農林水産大臣政務官を副本部長とし、全府省の政務官及び有識者等で構成される検討本部を設置。
- 2010年12月、検討本部での5回の議論を経て、「食」に関する将来ビジョンを取りまとめ。
- 食ビジョンでは、「食」は農林水産業と一体不可分であり、農林漁業者が「食」に関する消費者ニーズを踏まえたビジネスに取り組むことが重要であるという認識の下、
 - ①「地域資源を活用した地域活性化」
 - ②「アジアの成長力の取り込みとグローバル化への対応」
 - ③「少子高齢化への対応」
 - ④「食の安全と消費者の信頼の確保」
 の4つの視点から、政府一体で取り組む、6次産業化、食文化、再生可能エネルギー、医食農連携等に関する10のプロジェクトについて各府省の連携施策、23年度の関連予算をとりまとめ。
- あわせて、地域の発展のイメージやその成果としての発展目標を明示。

【今後の取組】

- 国民全体の参加を促すため、食ビジョンの内容を周知するとともに、本ビジョンに基づく行動の実施状況や成果についての検証を行い、必要に応じて、見直しを実施。
- 食ビジョンの推進体制として、2011年度より農林水産省大臣官房政策課に「食ビジョン推進室（仮称）」を設置。



第5回「食」に関する将来ビジョン検討本部（12月15日）

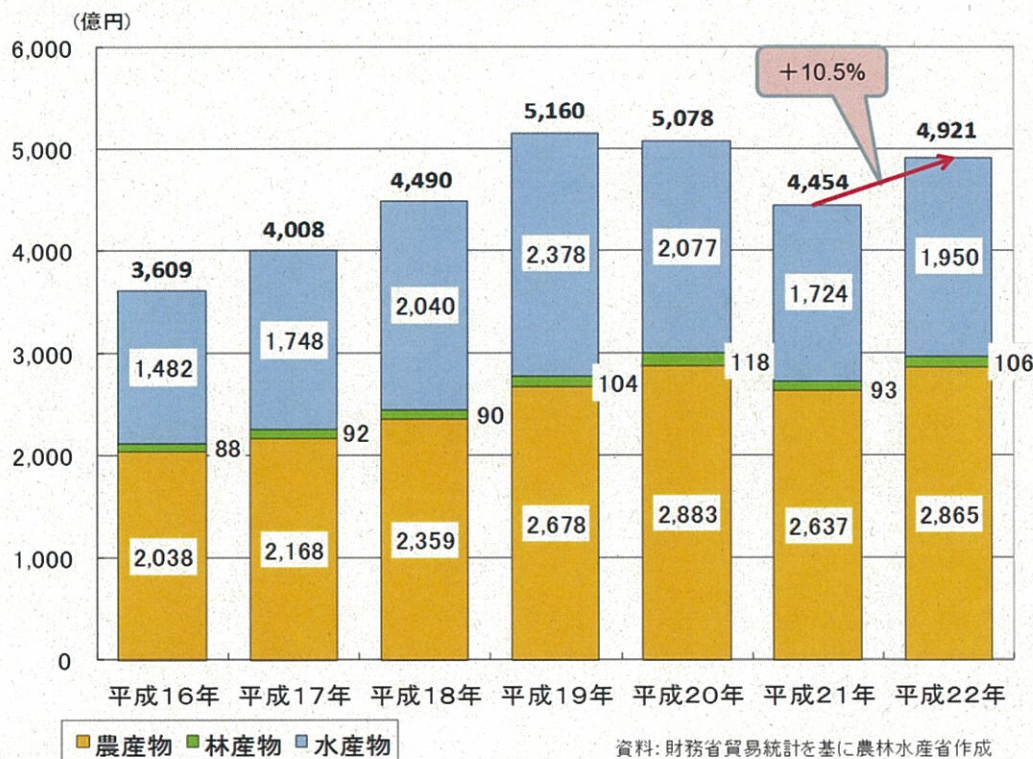
政府一体で取り組む10の成長プロジェクト

- | | |
|--|--|
| 1. 農山漁村の6次産業化
プランナーの育成・確保
農商工連携、観光等との連携 | 6. 環境保全機能を支える仕組みづくり
里地・里山・里海の保全
市民・企業等による環境保全活動の促進 |
| 2. 「食文化」を軸とする
観光・産業・文化政策の展開
地域食文化の発掘・創造
海外への発信、観光との連携 | 7. 医療・介護・福祉と食・農の連携
農林水産物・食品の機能性の解明
医療と食・農による新たなビジネス展開 |
| 3. 農林水産物・食品の輸出促進
食文化等との結び付けなど戦略的な
海外展開の促進 | 8. 「生涯食育社会」の構築
全ての世代が食や農に触れ、学べる機会の
提供 |
| 4. 農山漁村の再生・地域活性化
外部人材の参画によるコミュニティ再生
雇用・定住の促進、新たなビジネス創出
施策等との連携 | 9. 「食」ビジョン推進のための国民運動
「朝」、「健康」、「食文化」、「子ども」の視点
からの国民運動の展開 |
| 5. 再生可能エネルギー
スマートビレッジの育成
技術開発・本格供給に向けた連携 | 10. 総合的な食料安全保障の確立
食料の安定供給上の不安要因について
分析・評価、対応策の検討等の実施 |

輸出総合戦略の策定

【概要】

- 減少傾向で推移していた農林水産物・食品の輸出額は、平成21年秋以降、回復傾向。平成22年の輸出額10.5%増加（対前年比、速報値）。
- 輸出総合戦略の策定に向けた地域・品目の重点化等について検討。とりわけ、中国については、中国農業発展集団（中国国営企業）と農林水産省との間で、日本産農林水産物・食品の中国輸出増加等を内容とする覚書に署名。



【今後の取組】

- 食と農林漁業の再生推進本部の基本方針・行動計画の検討に併せ、輸出総合戦略を検討し、策定。
- 中国農業発展集団会長の訪日等、中国農業発展集団との連携関係強化による中国への米を含む輸出を増大、中国農業発展集団による日本産品の展示館を開設する予定。
- 平成23年度予算の確保により、農林水産物・食品の輸出を拡大するため、成長が期待できる東アジアを中心に、輸出先国・地域別の戦略的マーケティングの強化、官民合同ミッションの派遣、商談会の開催等を実施するほか、民間による産地への海外バイヤーの招へいや海外での販促活動等を総合的に支援し、海外市場を獲得する。



中国農業発展集団との署名式
(2010年12月9日)

「緑と水の環境技術革命総合戦略」の策定及び
「緑と水の環境技術革命プロジェクト事業」の実施

【概要】

- 2010年8月に「緑と水の環境技術革命総合戦略」（骨子）を公表。
- 「緑と水の環境技術革命プロジェクト事業」により、民間事業者等が実施する新技術に関する事業化可能性調査を支援。

【今後の取組】

- 2011年3月までに「緑と水の環境技術革命総合戦略」を策定し、公表。
- 「緑と水の環境技術革命総合戦略」の実現を図るため、平成23年度予算においては、「緑と水の環境技術革命プロジェクト事業」を拡充し、事業化可能性調査に加えて、実用化に向けた技術実証等の取組を支援。

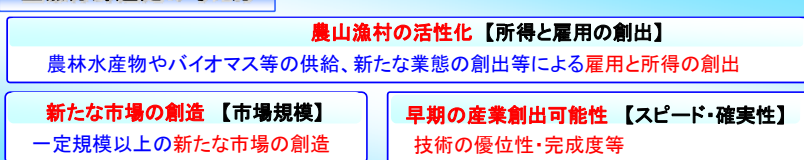
緑と水の環境技術革命総合戦略（骨子）

農林水産業・農山漁村に存在する豊富な資源と他産業の持つ革新的技術との融合により、素材・エネルギー・医薬品等の分野で農山漁村地域における6兆円規模の新産業創出に貢献

基本の方針

農山漁村活性化効果、市場創出効果、早期の産業創出可能性を踏まえて重点分野を選定し、戦略的・集中的に投資を実施。

重点分野選定の考え方



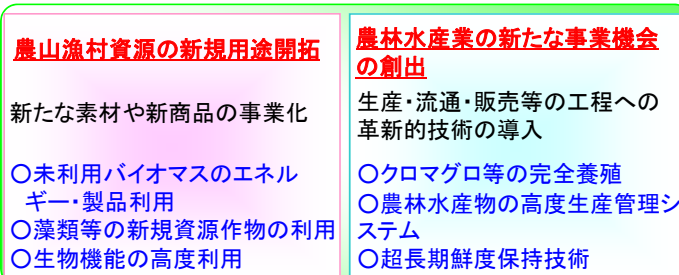
客観性と実効性の確保

技術・市場・金融等の分野の有識者の意見を踏まえつつ、総合戦略を策定

課題解決・事業化促進への提案

重点分野の選定

重点的に取り組むべき分野を明確化



産業化に向けた障壁の解消

重点的・効率的な支援

- 事業化共同体（コンソーシアム）の組織化
- コーディネーター等の育成
- 事業化に至るまでの切れ目無い支援（制度資金、調査・実証事業等）
- 新産業創出に向けた研究開発の推進

6兆円産業の創出

持続可能な農林水産業・農山漁村の実現

バイオマス活用推進基本計画の策定

【概要】

- 関係7府省の副大臣又は政務官からなるバイオマス活用推進会議及び各分野の専門家からなるバイオマス活用推進専門家会議における議論を経て、「バイオマス活用推進基本法」に基づく、バイオマス活用推進基本計画を2010年12月17日に閣議決定。

【今後の取組】

- バイオマス活用推進基本計画に基づき、関係府省の連携の下、関係者が実施すべき事項、解決すべき技術的課題等を明らかにしたロードマップを策定し、これを踏まえて支援対象の重点化、重要技術の実用化の加速化などバイオマスの活用を拡大するための諸対策を効率的に実施。



第3回バイオマス活用推進会議
(2010年12月7日)

バイオマス活用推進基本計画の概要

【趣旨】

- バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画。
- 従来の「バイオマス・ニッポン総合戦略」においては、各地域でバイオマスタウン構想の策定が進んだものの、実際の取組は必ずしも十分に進まなかったこと等の課題があることを踏まえつつ、本基本計画によってこれらの課題の解決を図る。

バイオマスの 活用の促進

農山漁村の活性化

産業の発展及び
国際競争力強化

地球温暖化防止
及び循環型社会
の形成

【国が達成すべき目標(目標:2020年)】

農村活性化

- ★ 600市町村においてバイオマス活用推進計画を策定

産業創出

- ★ バイオマスを活用する約5,000億円規模の新産業を創出

地球温暖化防止

- ★ 炭素量換算で約2,600万トンのバイオマスを活用

エネルギーや製品としてのバイオマスの活用



資源管理制度の強化及び漁業所得補償制度の検討・導入

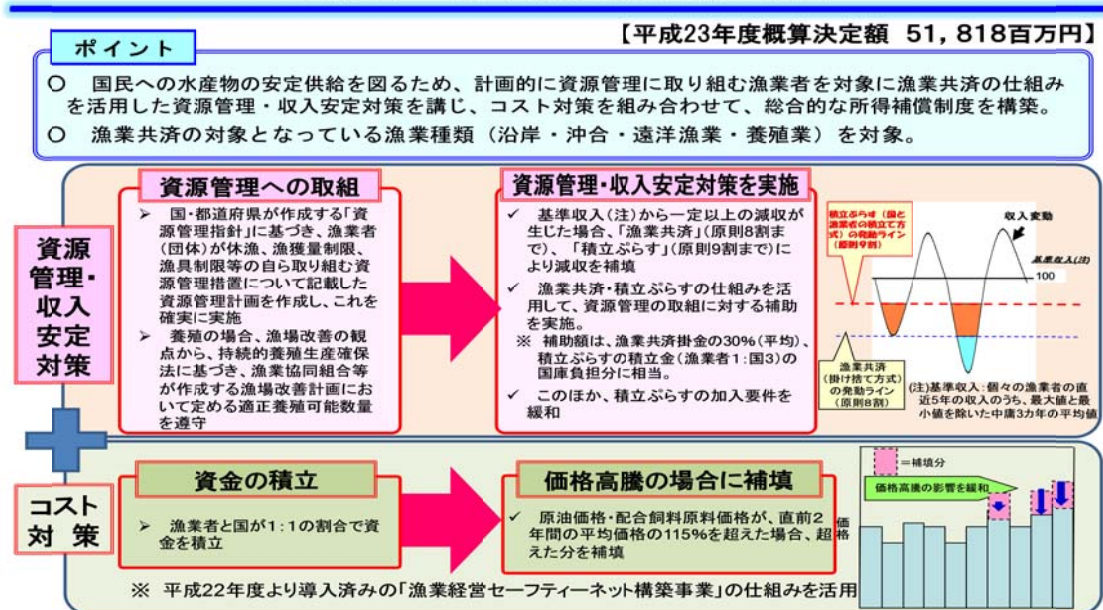
【概要】

- 平成23年4月より、資源管理計画に基づき計画的に資源管理を行う漁業者を対象とした「資源管理・収入安定対策」と、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰に備えたコスト対策とを組み合わせることにより、総合的な所得補償を実現する「資源管理・漁業所得補償対策」を実施（平成23年度予算概算決定額：総額518億円）。

【今後の取組】

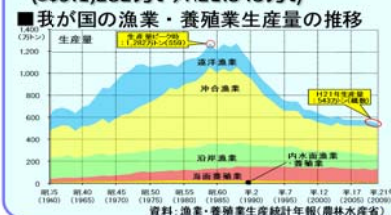
- 水産資源の管理をめぐって世界的に関心が高まっている中で、世界的な漁業国かつ水産物消費国である我が国が率先して水産資源の管理に努め、水産資源の持続的な活用を図るとともに、漁業者が安心して漁業にいそしむことができる環境を実現。

資源管理・漁業所得補償対策の概要

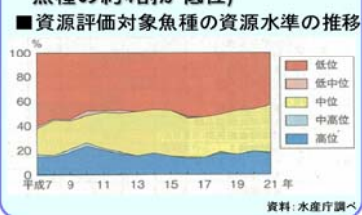


【関連するデータ】

- 我が国の漁業生産量はピーク時に比べて半減。
(S59:1,282万t→H21:543万t)

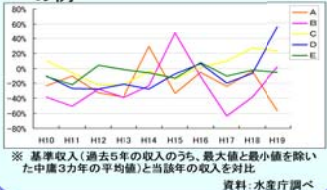


- 我が国周辺の水産資源は依然として低位水準。（資源評価対象魚種の約4割が低位）



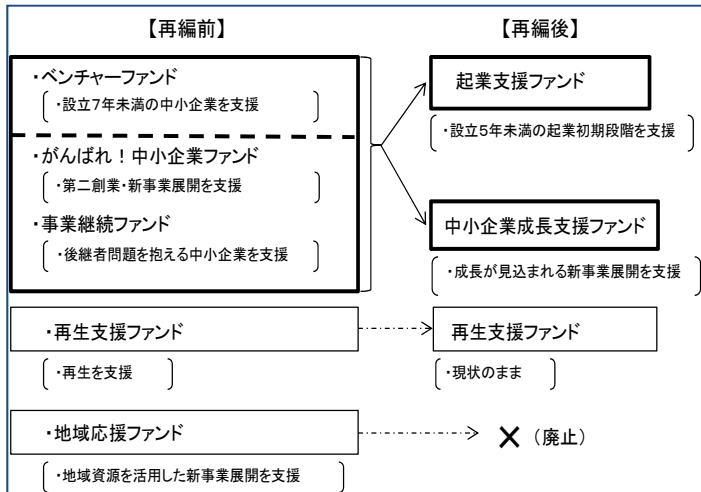
- 漁業収入は毎年の変動が極めて大きい特徴

- 底びき網漁業を営む漁業経営体の例



起業支援ファンドへの資金供給の弾力化 (中小機構ファンド出資事業の再編及び出資要件の見直し)

■ ファンド出資事業の再編



独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）が実施していた「ベンチャーファンド」、「中小企業再生ファンド」、「がんばれ！中小企業ファンド」、「事業継続ファンド」、「地域中小企業応援ファンド」のうち、「地域中小企業応援ファンド」事業を廃止し、「がんばれ！中小企業ファンド」と「事業継続ファンド」の2事業を統合したうえで、「起業支援ファンド」、「中小企業成長支援ファンド」、「中小企業再生ファンド」の3事業に再編した。

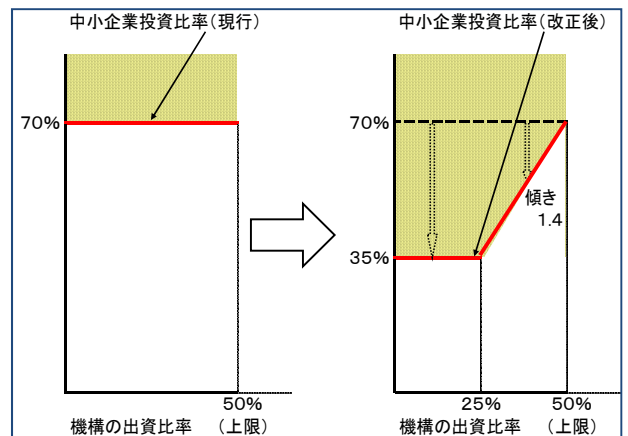
■ ファンド出資事業の出資要件の見直し

(1) 出資限度額の引き上げ

1ファンドあたりの中小機構からの出資限度額を30億円から60億円に引き上げ、中小機構からより多くの資金を出資することを可能とした。

(2) 中小企業向け投資比率の弾力化

一律70%以上としていた中小企業への投資比率を、ファンド総額に対する中小機構の出資割合に応じて35%まで引き下げることが可能とした。（中小機構出資割合×1.4倍以上を条件とする）投資比率の弾力化により、ファンド組合が中小機構の出資を受けやすくなった。



■ これらの再編及び出資条件の見直しにより、ベンチャー・中小企業の創業、転業等の支援を行うファンドの組成に向けて、より重点的かつ柔軟に対応する体制を整えた。

中小企業の海外展開支援会議の設置

【概要】

- 中小企業の海外展開支援体制の強化をはかるため、2010年10月5日に経済産業大臣を議長とした「中小企業海外展開支援会議」を設置。JETRO、中小企業基盤整備機構のほか、金融機関や中小企業団体の参加を得て、各地域ブロックできめ細かく中小企業の海外展開を支援する体制を構築。

■ 当面の取組

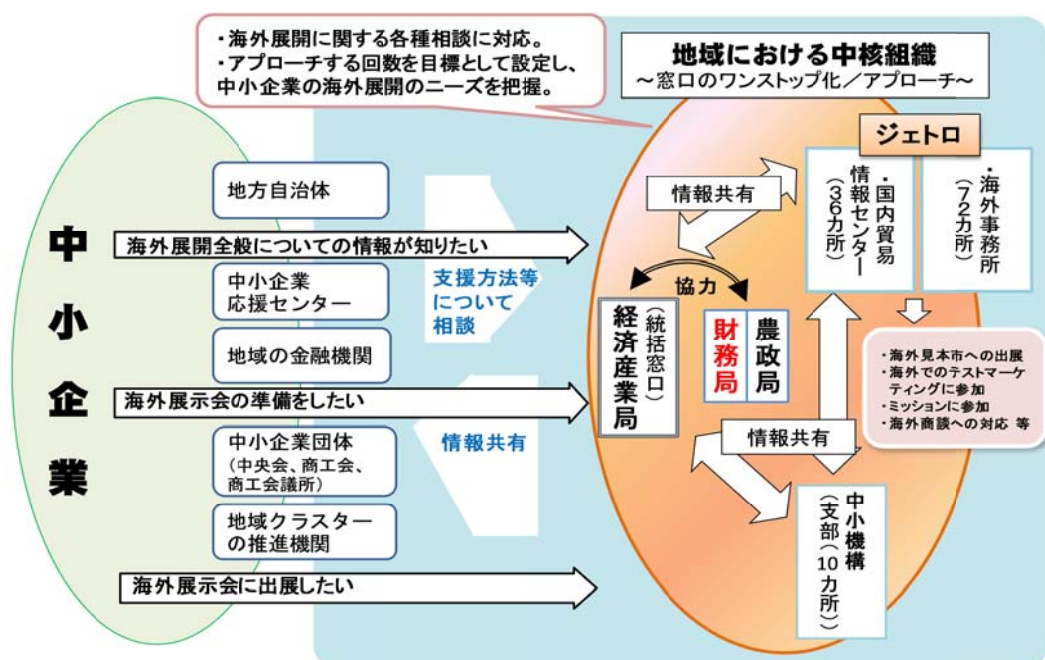
- ・ 地方経済産業局に一元的な相談窓口を設置。農政局、ジェトロ貿易情報センター、中小機構支部に相談があった場合でも、情報を共有するシステムを構築。
- ・ 地方経済産業局は、中小企業、中小企業団体、自治体等に積極的にアプローチし、中小企業の海外展開ニーズを把握。
- ・ 海外展開の具体的な支援を通じて課題の抽出を行い、新たな支援策を企画立案するとともに、成功事例をとりまとめて関係機関で共有することにより、支援ノウハウを普及。

【今後の取組】

■ 中小企業の海外展開支援

「中小企業海外展開支援会議」の枠組みの下、各地域において経済産業局が（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）や（独）中小企業基盤整備機構（中小機構）等の関係機関と連携し、中小企業の海外展開をきめ細かく一貫支援。（平成23年度政府予算案:25億円）

参考



新卒者就職応援プロジェクトの実施

【概要】

- 新卒就職未内定者等に対し、中小企業での職場実習を行い、社会人としての基礎知識や中小企業で必要とされる技術・ノウハウ等を習得させる。

この事業により、15,000 人の新卒就職未内定者等に対して職場実習を行い、若手人材がほしい中小企業と就職未内定の新卒者等を職場実習を通じてマッチングすることで、中小企業の人材確保を図る。

○対象者：新卒就職未内定者等（既卒 3 年まで対象）

○実施期間：原則 6 ヶ月間

○助成金： 技能習得支援助成金として実習生に対し、日額 7,000 円を支給
教育訓練費助成金として受入企業に対し、日額 3,500 円を支給

【実績】

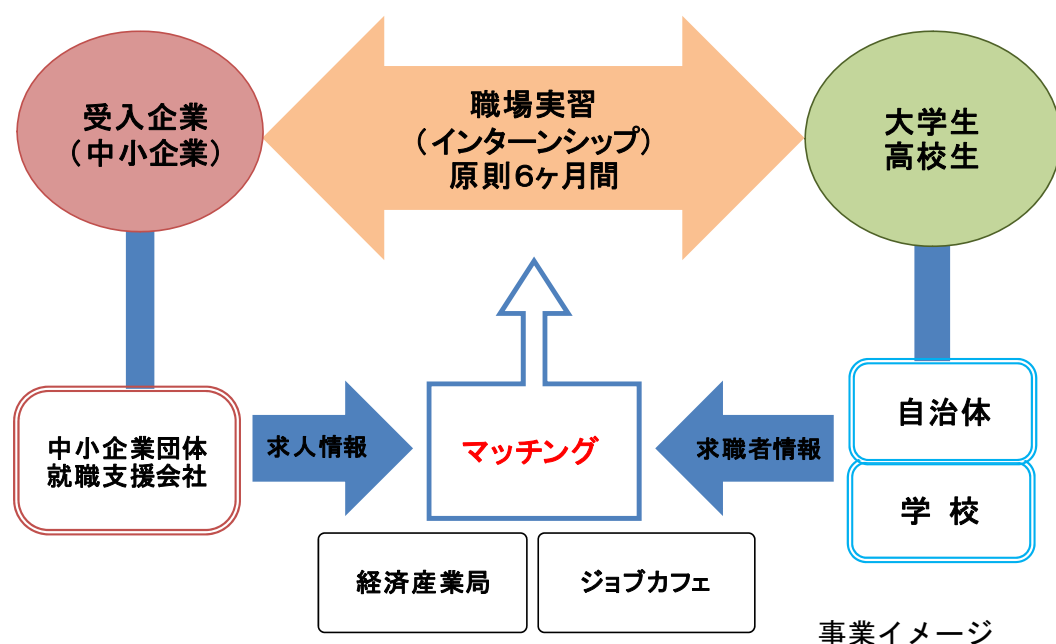
■ 職場実習者数

○2010 年度の上期には約 5,000 人の職場実習を実施。（2011 年 1 月 5 日までに実習終了後の状況が確認できた約 3,500 人のうち約 1,300 人が就職）

○予備費で確保した 98 億円も活用して、2011 年度に向け、更に約 10,000 人の職場実習を実施。

【今後の取組】

- 2010 年度の後半から 2011 年度にかけて約 10,000 人の職場実習を実施。



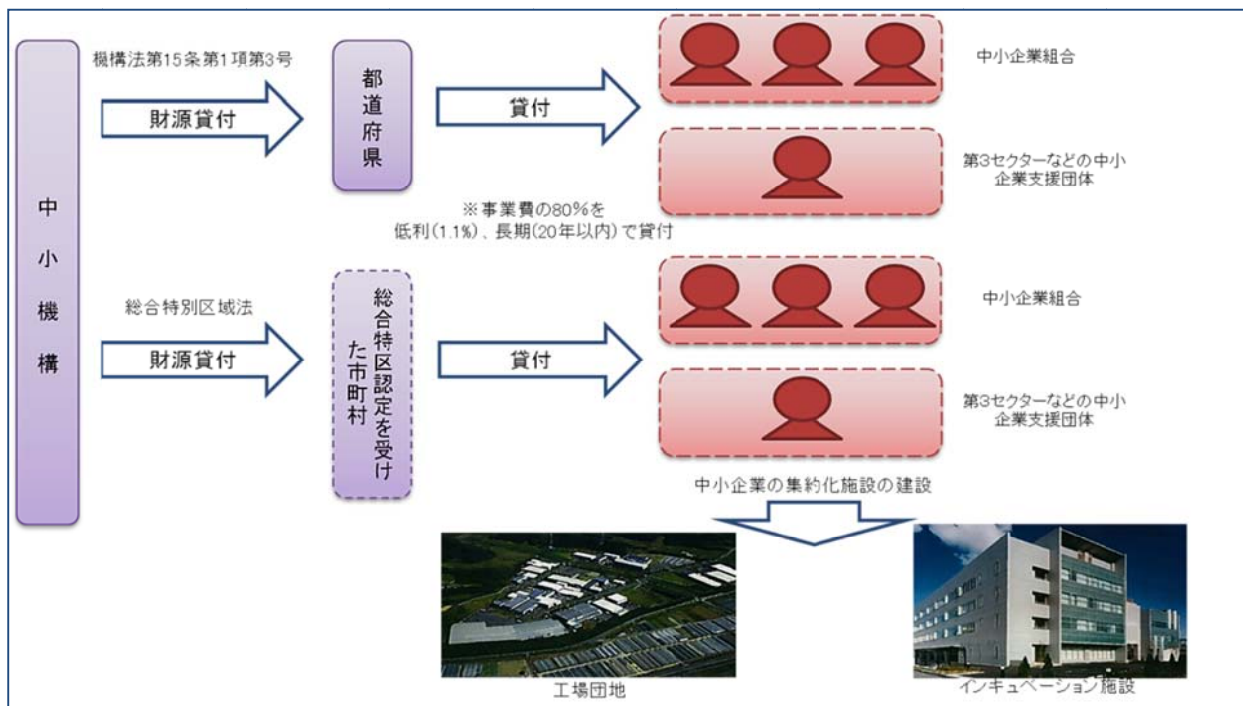
「工場アパート」建設等のための市町村と連携した制度の創設

【概要】

- 高度化事業は、中小企業者が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等を設立して協同で取り組む事業に必要な設備資金の一部を、中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して、事業計画に対するアドバイスを行いながら、長期・低利で貸し付ける制度。
- 今般、「総合特別区域法案（仮称）」に規定する特例措置の一つとして、都道府県のみならず認定市町村経由にまで拡大する措置を盛り込む予定。

【今後の取組】

- 「総合特別区域法案（仮称）」に関連の措置を盛り込み、第177回通常国会に提出予定。



中小企業の事業引継ぎネットワークの創設

【概要】

(1) 事業引継ぎ支援体制の整備

- ①47 都道府県に設置されている再生支援協議会が置かれている産活法に基づく支援機関の業務に、事業引継ぎ支援業務を追加。また、必要に応じ、「事業引継ぎ支援センター（仮称）」を設置。
- ②同センターに、事業引継ぎの専門家（経験のある税理士、銀行ＯＢ等）を配置し、守秘義務を課す。
- ③同センターでは、事業引継ぎ希望企業間の仲介及び事業引継ぎ契約の成立に向けた支援を行う。

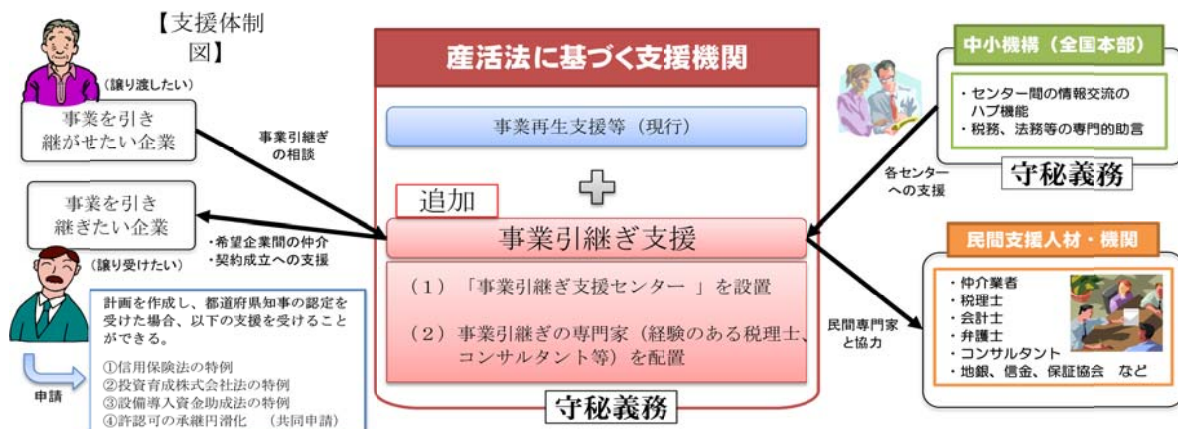
※下線は、産活法改正による措置。

(2) 事業引継ぎに係る金融支援等の措置

- ①信用保険法の特例 （普通保険・無担保保険の別枠化等）
- ②投資育成株式会社法の特例 （対象者の拡大）
- ③小規模企業設備導入資金助成法の特例 （貸付割合の上限引上げ）
- ④許認可の承継円滑化 （事業引継ぎの際の許認可承継の手続きを簡素化）

【今後の取組】

- 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案」に関連の措置を盛り込み、第 177 回通常国会に提出。



競争的研究資金の使用ルールの一

【概要】

- 従来、競争的資金毎に使用ルール等が区々であり、研究者や研究機関にとって使い勝手がよくないと指摘されていた。このたび、各競争的資金制度を効果的・効率的に利用できるよう、本年度以降の公募要領などにおいて費目構成の統一化やその他の改善事項を実現することとした。

【アウトカム】

- これまで各制度で区々であった費目構成を、経費構成としては、下記のように、「直接経費」、「間接経費」、「再委託費・共同実施費」の3区分とし、直接経費の区分を4つの費目構成とするなど簡素化したうえで、各制度統一的に用いることとした。

また、

- ① 応募要領等に繰越に関し明確に記述する
- ② 費目間流用に関し、流用可能な範囲を直接経費総額の一定割合とする
- ③ 補助金に関する実績報告書の提出期限を5月末日にする
- ④ 旅費や消耗品費に関し、合算使用を認めるように変更する

という改善事項が概ね全ての競争的資金制度で実施されることとなった。

統一化された費目構成

直接経費	物品費（設備備品費、消耗品費）
	人件費・謝金
	旅費
	その他（印刷製本費、通信運搬費、光熱水料等）
間接経費	
再委託費・共同実施費	

【今後の取組】

- 研究者、研究機関が研究資金を今後さらに効果的・効率的に活用できるようにするため、「繰越手続きの簡略化・弾力化」、「費目間流用ルールの統一化」、及び「実績報告書の提出期限の延長」に関しても、各関係機関の意見を内閣府が集約・調整を行い、2011年中に各競争的資金制度への導入を目指す。

関係投資機関との連携による技術系ベンチャー支援の検討・実施

【概要】

- 独立行政法人 科学技術振興機構（JST、理事長 北澤 宏一）と株式会社 産業革新機構（INCJ、代表取締役社長 能見 公一）が、大学など研究機関の知的財産の活用、基礎研究成果に基づく事業化の促進に協力して取り組む協力協定を締結。（2010年8月31日）
- JSTとINCJ、両者の強みを最大限に生かし、相互に連携・協力することで研究資金のデスバレーを克服し、日本の大学や公的研究機関などが推進する科学技術をイノベーション創出につなげていく。



北澤宏一 科学技術振興機構理事長（左）、能見公一 産業革新機構代表取締役社長（右）

【今後の取組】

- 締結した協力協定に基づき、JSTの研究開発支援（競争的資金事業）と産業革新機構の投資機能とを活用し、JSTからINCJへの有望な成果の紹介、INCJから事業化の側面で想定される課題についての情報提供や助言を行う新たな仕組みを導入。また、並行して、JSTは、その保有する知財をINCJの知財ファンドに提供する等、知的財産の活用に関しても新たな仕組みを導入。

科学技術に優れた才能を有する生徒等の育成

（「科学の甲子園」、「サイエンス・インカレ」、国際科学オリンピック参加支援、
スーパーサイエンスハイスクール強化）

【概要】

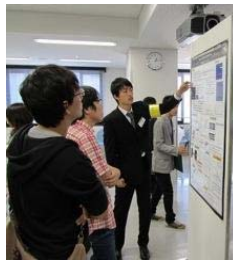
- 将来の科学技術人材の育成のため、科学技術に優れた才能を持つ高校生・大学生がその能力を十分に進展させ、活躍する場を提供。
- 具体的には、平成23年度より、全国の科学好きの高校生や理系学部生が競い合う場である「科学の甲子園」（1.3億円）や「サイエンス・インカレ」（理数学生育成プログラムとして1.5億円）の創設、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践など先進的な理数教育を行うスーパーサイエンスハイスクールの充実（24億円（対前年度3.4億円増））などによって、理数教育を強化。

【今後の取組】

- 科学の甲子園及びサイエンス・インカレについては、平成23年度末の全国大会・本大会に向けた準備（予選等）を進める。
- 国際科学技術コンテストについては、国内予選において、①一次選考の会場数拡大、②二次選考合宿・強化訓練のための支援を強化。
- スーパーサイエンスハイスクールについては、①指定校数が125校から145校に増加、②地域の中核的拠点としての機能や、海外の理数系教育重点校との連携機能の強化



科学の甲子園イメージ



サイエンス・インカレイメージ



先端研究施設での実験研修の様子（SSH）



2010年国際化学オリンピック日本代表（東京開催）

○2010年国際科学オリンピックの結果

数学 : 金 2個、銀 3個
 物理 : 銀 1個、銅 3個
 化学 : 金 2個、銀 2個
 生物学 : 金 1個、銀 3個
 情報 : 金 2個、銀 2個
 地理 : 銅 1個
 地学 : 金 1個、銀 3個

産学人材育成パートナーシッププログラム

【概要】

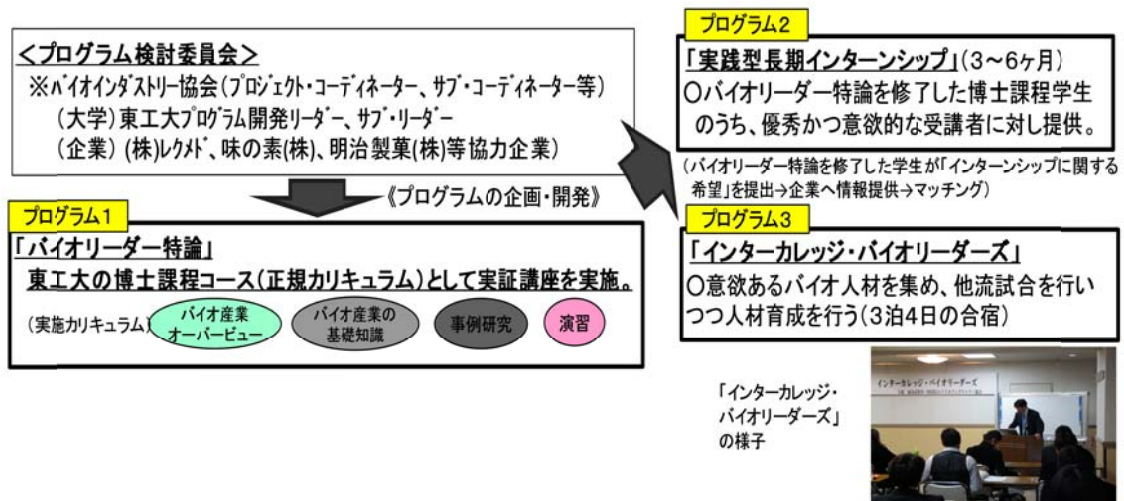
- 大学と産業界との対話を促し、産業界のニーズと実際の教育との間のミスマッチの解消や横断的・制度的課題、業種別課題の解決に取り組む「産学人材育成パートナーシップ」での検討結果を踏まえた産学連携による人材育成プログラムの開発とその実証等を実施。

【実績】

- 2008年度から今年度までに全国34事業（2010年度は16事業）を支援し、本事業で開発されたプログラムについて今年度末までに約4,400人が受講予定。

【具体的取組事例】（バイオ分野における事例）

- バイオ業界全体と教育機関の連携によるバイオ分野の博士課程を対象にリーダー人材の育成を目的とするモデルカリキュラムの開発（「バイオリダー特論」）、課題発見力・課題解決力の習得を目的とした「実践型長期インターンシップ」及び事業企画力、リーダーシップ等の習得を目的とし、産業人を講師とした、「インターカレッジ・バイオリダーズ」を企画実施。



【産学人材育成パートナーシップ全体会議の開催】

- 2011年4月頃を目途に全体会議の開催を予定（これまで実施された各種取組に関する9分科会による総括、国の支援によるプログラム開発事業の成果の継続的な活用・普及、自立化等の体制構築等に関する検討を実施予定）。